

会 務 月 報

第332号

発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■第1回広報・渉外委員会議事概要

日 時 平成22年9月2日(木) 14:00～16:00

会 場 日事連会議室

出席者 委員長・富岡 学、副委員長・佐野吉彦
委員・松橋孝則、伊藤典男、丸川眞太郎、池田賢一
担当副会長・野呂敏秋

欠 席 者 委員・横須賀満夫、高橋 宏

議 事

1. 当委員会の分担事項及び平成22年度事業計画について
事務局より、当委員会の分担事項及び平成22年度事業計画について、資料1により説明がなされた。
2. 建築士事務所キャンペーンの実施について
事務局より、建築士事務所キャンペーンの実施について、資料2により説明がなされた。
平成22年度建築士事務所キャンペーンは、法定団体としての建築士事務所協会の役割及び会員である建築士事務所の業務の周知を中心に、「信頼のあかし 建築士事務所協会～われわれはあなたの夢を創造するパートナーです」を統一テーマとして10月、11月を中心に実施する。
また、助成金は昨年同様上限60万円で、実施計画書及び収支予算書を提出した後送金し、キャンペーン終了後に提出した収支決算書により、収支が60万円に満たない場合は、差額を返金することとしている。
キャンペーンで配布する資料としては、セミナーテキストに加え、「国民への周知パンフレット」「耐震診断とは?」「誰でもできるわが家の耐震診断」を用意し、必要に応じて送付する。

3. 日事連・単位会共同要望運動の実施について(報告)

日事連と単位会は共同して地方自治体への要望を例年行っており、平成22年度の要望書は7月1日付で単位会へ送付し、各地域での要望運動の実施を依頼した旨の報告が資料3によりなされた。なお、平成22年度の要望項目は以下の4項目とした。

- 1) 公共建築物の設計・工事監理業務の発注にあたっては新業務報酬基準によること
- 2) 公共工事に関わる建築物の設計者選定にあたっては品確法の主旨に則り、価格以外の要素を考慮した選定を行うこと
- 3) 公共建築物の設計業務の発注に際しては、委託先の建築士事務所に構造設計/設備設計一級建築士の有無により入札、プロポーザル等への参入機会を制限することのないよう適正な対応を行うこと
- 4) 建築設計・工事監理業務の発注に際しては、建築士事務所の賠償責任保険への加入を条件とすること

4. 会誌の充実・発行について

会誌編集専門委員会では、平成23年度を目途に表紙デザインを含めた体裁及び掲載内容について、具体的な見直しを検討することとした。また、委員の再編成により委員会体制を強化した旨が、資料4により報告された。

5. ホームページを活用した広報活動について

事務局より、平成22年度末を目途に専門業者を選定し、日事連ホームページのリニューアル作業を進めるとの説明が、資料5によりなされた。
また、最近の主なホームページの更新についても説明が行われた。

6. UIA2011東京大会への対応について

事務局より、UIA2011東京大会の開催について、企画への対応についての経緯及び日事連としての開催に向けたPRの協力(会誌「Argus-eye」7月号～9月号にUIA 2011東京大会の紹介を短期連載)について、資料6により報告された。

7. 建築・空間デジタルアーカイブス(DAAS)への協力について

事務局より、建築・空間デジタルアーカイブス(DAAS)設立の経緯及び日事連として協力している具体的な項目(日事連建築賞受賞作品データの提供、全国大会でDAASの活動をPR)について、資料7によ

り報告された。

次回委員会 平成22年11月9日(火)14:00～16:00

■平成22年9月通常理事会議事概要

1. 日 時 平成22年9月15日(水)13:30～15:30

2. 会 場 日事連会議室

3. 理事会構成者数及び出席者数 理事会構成者数 34名
出席者数 32名
(内、表決委任状提出者7名含む)

4. 出席者及び欠席者の氏名

出席者

会 長 三栖邦博
副 会 長 外木場久雄、八島英孝、山田美光、野呂敏秋、
神崎 貢、山下卓治
専務理事 高津充良
常務理事 北野芳男
常任理事 上野浩也、大内達史、田端 隆、富岡 學、
中野 満、西村 武
理 事 秋野卓生、上原伸一、大野和男、荻原幸雄、
鈴木眞生、水谷達郎、水庭武宣、宮原克平、
村山高文、吉田 敏
監 事 岡田利一、甲斐孝明、栗原憲昭

欠席者(表決委任者)理事

浅野善治、岡部明子、河野久、佐野吉彦、
野呂幸一、森野美徳、割田正雄

欠席者 理事 富田 裕、馬場錬成

事務局 恩田利昭事務局長、鈴木雅之業務課長、
前田敏明総務課長

5. 議 事

(1)議長 三栖邦博会長

(2)議事録署名人の選任

議事録署名人に以下の理事が選任された。

三栖邦博会長、荻原幸雄理事、宮原克平理事

(3)議決事項

1) 常任理事会専決事項の承認の件(平成22年8月27日、常任理事会決定)

常任理事会専決事項の内容について、事務局より次の事項の説明がなされた。

①平成22年度日事連建築賞の表彰者決定の件

本年度は、一般建築部門79点、小規模建築部門87点の合計166点の建築作品が単位会へ応募され、単位会での第1次審査を経て、31単位会から一般建築部門27点、小規模建築部門27点の合計54点の建築作品が日事連に応募された。第2次審査では、一般建築部門9作品、小規模建築部門8作品を日事連建築賞候補して選定し、さらに討議・検討を行い、国土交通大臣賞、日事連会長賞及び優秀賞候補として一般建築部門7作品、小規模建築部門5作品について現地審査を行った。現地審査は7月8日から8月6日にかけて行い、各委員の討議及び検討の結果、国土交通大臣賞1点、日事連会長賞1点及び優秀賞として一般建築部門3点、小規模建築部門3点、並びに優秀賞に準ずるものとして一般建築部門5点及び小規模建築部門4点を奨励賞とする選定を行い、資料1のとおり、平成22年度日事連建築賞の表彰者を決定した。

②平成22年度「第35回建築士事務所全国大会」(東京開催)実施要項の一部変更の件

第35回建築士事務所全国大会(東京開催)実施要項は、全国大会実行特別委員会での検討結果を踏まえ、6月の通常理事会で決定されている。その後、全国大会実行特別委員会ですらに検討を進めた結果、現在の大会テーマ「建築士事務所法の制定を目指して」では決起集会的な受取方をされ、直接的すぎるため、国や他の建築関係団体の方々に参加しやすい大会テーマに変更したいとの意見もあることから、大会テーマの趣旨を変更せずに幅広くとらえられる「建築設計・工事監理業の確立に向けて」と変更し、シンポジウムのサブテーマとして「建築士事務所法はなぜ必要か」とした。また、調整中であったシンポジウムのパネリスト3名(岡本賢・日事連建築設計制度等対応特別委員会基本法部会部会長、谷合周三・弁護士、河野進・(株)河野進設計事務所)とコーディネーター1名(本郷正人・日刊建設通信新聞社)について決定した。

議長より、以上の①及び②の常任理事会で決定した同議案について語ったところ、異議なく、これを承認した。

(4) 報告事項

1) 国土交通大臣への要望について

会長より、資料3によって次の趣旨の報告がなされた。

日事連並びに日事政研では、本年5月28日に、民主党幹事長に対し、建築士事務所法の制定及び建築確認制度の効率化・合理化推進の2項目から成る政策要望を提出した。

同要望内容については、9月7日に正副会長6名が国土交通省の馬淵副大臣と面会し、前原国土交通大臣宛てに提出した。これらは、民主党への要望に続き、今回の政府への要望を実施したものである。内容は、建築基準法及び建築士法とともに独立した建築士事務所法の制定による業の適正化が急務である旨を強調し、理解を求めた。特に、建築士事務所の開設者が、建築士でない場合の責任の明確化、さらには、建築士事務所登録をしなければ“業”として設計・工事監理業務が行えない制度の必要性等を要望した。

2) 建築基準法の見直しに関する検討会について

会長及び専務理事より、資料4によって7月21日の通常理事会で説明した以降の動きについて次の趣旨の報告がなされた。

建築基準法の見直しに関する検討会は、第9回目が8月5日に開催された。当日は構造計算適合性判定制度を中心に議論され、テーマ別の意見交換に区切りをつけた。第10回目は9月13日に行われ、3つの検討課題を中心に賛否両論併記で座長のとりまとめ案が提示されたが、委員より多くの意見が出されたため1週間以内に意見の提出を行うこととし、10月中旬に検討会を開催し、各委員の意見を踏まえ修正案の提示と調整を行い検討会の報告をまとめる予定である。検討会の報告を受けて国土交通省政務三役の判断により、最終判断がなされる見込みである。

これに関連して、萩原理事より、確認申請という入口の部分ばかりを厳しくしてもしようがない。建築時点で合法であっても建築物は改修等が行われ、その間に建築基準法等が改正されるので長期ビジョンで考えてほしい。建築物の合法性を維

持するため顧問建築士制度のようなものを導入して、年1回違法な改修等がないか確認させることが重要ではないかとの意見があった。

3) 政府系公益法人の抜本改革に向けた取組について

専務理事より資料5に基づき次の報告がなされた。

内閣府行政刷新会議事務局より各府省に対して、政府系公益法人の抜本改革に向けた取組について緊急の作業依頼がなされた。国土交通省住宅局建築指導課は、所管の各団体へリアルタイム調査及び資料の提出等を求めている。日事連もその対象となり対応しているところである。現時点では内部留保に関連して3つの特定積立預金の使途等についての詳細な説明資料等を求められているところであり、提出期間が短いため、その都度、会長等と相談しながら説明資料を作成して対応している段階である。今後、省内での検討結果を踏まえ、それぞれの段階の指導を経て9月末を目途に内閣府行政刷新会議に報告がなされる予定である。今後のそれぞれの段階での対応は予断を許さない状況であるが、今後もその都度会長等と相談しながら対応していくこととなった。

これに関連して、宮原理事より、このような調査が単位会でも行われるのか状況がわかれば教えてほしい旨の質問がなされた。これについては、単位会でこのような調査を行うかは知事の意向によるものなのでわからない。ただし、新公益法人へ移行する際には、県レベルの審査は必ず行われる。

また、上原理事より、特定資産の使途時期等の計画について計画通り進まない場合はどうなるかとの質問がなされた。これについては、計画通り進めるよう努力するしかないが、計画通り進まない場合は、その時点で理由を明示して説明し指導を仰ぐことになると思う。

4) 住宅金融支援機構適合証明業務に係る適合証明技術者の不適正行為による処分及び処分事実の公表について

事務局より、資料6によって次の趣旨の報告がなされた。

平成22年9月13日に開催された登録制度運営委員会で、(株)昇設計建築工房及び当該建築士事務所の開設者である名取昇に対し、不正の事実に基づいて適合証明技術者の登録申請

を行い登録を受け、適合証明書を発行したため9月13日付けで取消し、同日より永年の再登録禁止処分を行った。なお、これらについては、適合証明技術者支援情報のホームページで公表した。

5) 適合証明業務登録機関特別会計の再度の財政安定積立預金の安定化を図る検討について

事務局より、資料7によって次の趣旨の説明がなされた。

①平成21年11月通常理事会で適合証明業務登録制度の維持及び存続を目指し、財政安定積立預金の安定化を図るため、平成22年度からの適合証明業務登録機関特別会計の経費負担率等の見直しが決定されたが、今後の適合証明技術者の登録数を注視しつつ、必要に応じて再度検討することになっている。この経費負担率等の見直しは、登録者数が7,185名(平成21年3月末の登録者数)で推移すると仮定した場合の登録収入に対するものである。

②平成22年度の適合証明業務登録の新規、更新登録を行ったところ約6,100名(平成22年7月末の速報数)となった。これは更新前登録者数の7,326名(平成22年3月末の登録者数)に比して約17%減となった。

このような現状により、当面の登録制度の維持及び存続のため(平成24年度の適合証明業務の新規、更新登録制度の維持)再度、適合証明業務登録機関特別会計の財政安定積立預金の安定化を図る改善策を考えなければならない事態が生じた。また、住宅金融支援機構から、この登録制度は支援機構としても重要であると考えているが、平成24年度以降に、この登録制度を登録機関が財政上の都合で実施できない場合は、それなりの制度変更の準備期間が必要であるため平成23年2月上旬迄には方針を決定してほしい旨の申し出が8月にあった。

このため、再度、財政安定積立預金の安定化を図る改善策を検討する必要性が生じてきた。このことについては総務・財務委員会で検討をすることとなった。

6) 第35回建築士事務所全国大会(東京開催)の運営について

事務局より、常任理事会で検討した第35回建築士事務所全国

大会(東京開催)の当日の運営について、資料8によってリハサル、記者会見、シンポジウム、大会式典、記念パーティ等の正副会長等の担当役割、時間帯及び来賓等の説明及び報告がなされた。また、大会式典は民主党常任幹事会議長の祝辞及び自由民主党建築設計議員連盟会長の祝辞を予定しているが、記念パーティは国会議員の出席は予定していない旨の報告がなされた。

7) 会員・構成員異動報告

平成22年7月末日、8月末日の会員及び構成員数等を次の通り報告した。単位会別構成員数等は資料9の通り。

平成22年7月31日現在

正会員46団体、構成員14,890事務所、賛助会員4社

平成22年8月31日現在

正会員46団体、構成員14,871事務所、賛助会員4社

8) その他

・荻原理事より、30代、40代の建築士の資格者が50代に比して相当減少している。この現象は近い将来に建築士事務所が減少していくことが予想できる。また、5名以下の建築士事務所が半数を占めている状況からそれ以下の事務所は会費の減額、それを超える場合は規模による応分の負担の会費の検討を含めて何らかの対策が必要ではないかとの意見があった。これについては、総務・財務委員会の下に会員増強検討ワーキンググループを設置して検討を始めたところである。これから単位会へのアンケート調査等を通じて対策が提案されるものと考えている。

・上原理事より、常置委員会等の報告を理事会で行ってはどうかとの意見があった。これについては、現状は常置委員会の委員長である常任理事が理事会で必要に応じて説明または報告を行っているが検討する。

<配付資料>

資料1:平成22年度「日事連建築賞」審査報告

資料2:平成22年度「第35回建築士事務所全国大会」(東京開催)実施要項

資料3:建築設計・工事監理業務に係る要望について

資料4:建築基準法の見直しに関する検討会について

資料5: 政府系公益法人の抜本改革に向けた取組について(作業依頼)

資料6: 独立行政法人住宅金融支援機構適合証明業務に係る適合証明業務登録建築士事務所の登録取消しと再登録禁止の通知

資料7: 適合証明業務登録機関特別会計の再度の財政安定積立預金の安定化を図る検討について

資料8: 第35回建築士事務所全国大会(東京開催)の運営について

資料9: 会員・構成員異動報告書

■第8回景観・まちづくり特別委員会議事概要

日 時 平成22年9月17日(金)14:00～16:00

会 場 日事連会議室

出席者 委員長 横須賀満夫、副委員長・福島賢哉、
委員 高橋敏彦、中村清隆、浅野正敏、平山正義、
入口嘉憲

欠席者 委員 川島啓道

〈配付資料〉

資料1: 第4回景観形成・まちづくり推進協議会WG資料

資料2: 景観・まちづくり活動実施状況調査の中間報告について

資料3: その他

議 事

1. 第4回(7/20)景観形成・まちづくり推進協議会WG報告

福島副委員長及び浅野委員より、第4回景観形成・まちづくり推進協議会WGに関する報告が資料1により以下のとおりなされた。

同WGでは、平成22年度「住まい・まちづくり担い手事業」の選定結果について報告がなされ、その後、専門家派遣の進め方及び派遣される専門家の選定について検討が行われた。

前回の第3回WGで専門家を派遣すると決定した16団体へは、日事連を含む建築設計に関する5団体から推薦された専門家を派遣する。専門家派遣候補者については次回WG(9/30)で決定する。

2. 景観・まちづくり活動実施状況調査の中間報告について

2010-11 日事連会務月報

第7回景観・まちづくり特別委員会で実施決定し、7月16日付で単位会へ調査依頼した景観・まちづくり活動実施状況調査に関する中間報告が事務局より資料2によりなされた。しかし、未回答の単位会や、未記入箇所がいくつか散見されるため、情報としてより有用性のあるものにするためにも、全単位会からの回答を得る必要があるため、未回答単位会に対し、早急に督促することとした。これまで日事連では、景観・まちづくりに関する専門家推薦人リストを保持しておらず、他建築系団体と比較すると後発にあたる。そのため、ある程度の基準は必要だろうとの意見に加えて、会員紹介回答票一覧の体裁、質問内容等について各委員より、多様な意見が出されたが、最終的に今回の委員会に提出した会員紹介回答表一覧を微修正することで了承された。

なお、第5回景観形成・まちづくり推進協議会WGが9月30日に予定されており、その際に提出できる推薦人リストを、事務局で早急に準備することとした。

最後に、11月上旬を目途に調査票未提出単位会からの調査結果をとりまとめ、委員長及び副委員長に確認を依頼しつつ、11月下旬には各単位会に調査報告を行うこととした。

次回委員会 平成23年1月26日(水)14:00～16:00

■主な行事予定

※行事日程は中止・変更等になることがございますのでご了承ください。

平成22年

11月16日 総務・財務委員会

17日 正副会長会議 常任理事会

18日 五会会長会議

22日 管理講習会教材開発検討WG

24日 会員増強検討WG

25日 指導運営委員会

30日 新法制度検討WG

12月 6日 通常理事会 全国会長会議

8日 会誌編集専門委員会

12月13日 建陪保険等調査専門委員会
14日 新法制度検討WG
15日 新法人移行検討WG

■10月末単位会構成員在籍・賠償責任保険制度加入状況

期 間 平成22年10月1日～10月31日

単位会	構成員数(A)	増 減	建築士事務所登録		賠償責任保険		
			登録数(B)	加入率(A／B)	加入数(C)	増 減	加入率(C／A)
北海道	682	+ 53	5,307	12.9	216		31.7
青 森	168		1,166	14.4	32		19.0
岩 手	253		1,238	20.4	59		23.3
宮 城	290		2,516	11.5	55		19.0
秋 田	173		1,372	12.6	43		24.9
山 形	191		1,535	12.4	47		24.6
福 島	199		1,972	10.1	49		24.6
茨 城	501		2,687	18.6	137	+ 1	27.3
栃 木	173		1,706	10.1	91		52.6
群 馬	175		2,203	7.9	92		52.6
埼 玉	579	+ 1	5,990	9.7	106		18.3
千 葉	435		4,248	10.2	99		22.8
東 京	1,380		17,783	7.8	365	+ 7	26.4
神奈川	783	- 1	7,093	11.0	154	+ 1	19.7
新 潟	280		2,827	9.9	103		36.8
長 野	513		2,690	19.1	115		22.4
山 梨	114		1,008	11.3	13		11.4
富 山	291		1,498	19.4	55		18.9
石 川	259		1,345	19.3	51		19.7
福 井	269		1,158	23.2	59		21.9
静 岡	572		3,834	14.9	133		23.3
愛 知	609	+ 1	5,849	10.4	131		21.5
三 重	183		1,596	11.5	66	+ 2	36.1
滋 賀	200		1,413	14.2	37		18.5
京 都	270		2,546	10.6	79		29.3
大 阪	1,005		7,489	13.4	173		17.2
兵 庫	503		4,388	11.5	123		24.5
奈 良	121	+ 1	1,135	10.7	21		17.4
和歌山	118		892	13.2	26		22.0
鳥 取	75		609	12.3	43		57.3
島 根	151		845	17.9	64		42.4
岡 山	450		1,807	24.9	58		12.9
広 島	384		2,852	13.5	120		31.3
山 口	114	- 2	1,500	7.6	37		32.5
徳 島	101		1,110	9.1	13		12.9
香 川	101		1,424	7.1	17		16.8
愛 媛	126		1,456	8.7	24		19.0
高 知	147		842	17.5	16		10.9
福 岡	506	+ 1	4,808	10.5	134	+ 1	26.5
佐 賀	171		731	23.4	28		16.4
長 崎	238	+ 1	1,057	22.5	42		17.6
熊 本	227		1,733	13.1	79		34.8
大 分	200		1,213	16.5	35		17.5
宮 崎	134		1,395	9.6	66		49.3
鹿児島	320		1,521	21.0	76		23.8
沖 縄	182		1,417	12.8	45		24.7
計	14,916	+ 55	122,804	12.1	3,627	+ 12	24.3

※建築士事務所登録数は平成21年9月末日現在の数字である。